

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4か月以内に、市に意見書を提出することができます。

2024年（令和6年）4月23日

福山市長 枝 広 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 エブリー新市店

所在地 福山市新市町大字戸手991-1

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
名称	代表者（法人の場合）	
株式会社エブリー	代表取締役 岡崎 浩樹	福山市南蔵王町一丁目6番11号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地

(変更後)

小売業者		住所
名称	代表者（法人の場合）	
株式会社エブリー	代表取締役 岡崎 浩樹	福山市南蔵王町一丁目6番11号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
株式会社NHC	代表取締役 鈴木 貞男	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目35番22号

3 変更の年月日

2019年（令和元年）10月24日

4 変更する理由

小売業者の入店のため

5 届出年月日

2024年（令和6年）4月5日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2024年（令和6年）4月23日から2024年（令和6年）8月23日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2024年（令和6年）8月23日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課